特定販売に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 特定販売を行う際に利用する通信手段 |  |
| 特定販売を行う医薬品の区分 | □薬局製造販売医薬品□第一類医薬品□指定第二類医薬品□第二類医薬品□第三類医薬品 |
| 特定販売を行う時間（※１） |  |
| 営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間（※２） |  |
| 特定販売を行うことについて薬局の名称と異なる名称を表示するときは、その名称（※３） |  |
| 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告するときは、主たるホームページアドレス（※４） |  |
| 特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備（※５） |  |
| 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告するときは主たるホームページの構成の概要（※６） |  |
| 輸送方法等（※７） |  |
| 備考 |  |

注意

※１　販売の可否の判断や情報提供といった薬剤師又は登録販売者が実施する必要がある業務を行っている場合は、特定販売を行う時間に含まれること

※２　特定販売を行う時間のうち、薬局の開店時間外に特定販売を行う時間があればその時間を記載すること

※３　インターネット、カタログ又はチラシなどの特定販売を行う広告に、正式な薬局の名称以外の名称を記載する場合はその名称を記載すること。

※４　一般用医薬品を購入しようとする者等が通常最初に閲覧するホームページアドレスを記載すること。また、医薬品以外のものも販売している場合には、医薬品の販売サイトのアドレスを記載すること。なお、チェーン展開している店舗については、代表ホームページアドレスではなく当該店舗のホームページアドレスを記載すること。当該ホームページが会員サイトであるなど、閲覧するためにパスワード等が必要であれば、そのパスワードも記載すること。

※５　デジタルカメラ、電子メールの送信が可能なパソコン、固定電話機等、特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要について記載すること。なお、開店時間外に特定販売のみを行う営業時間がない場合には、その旨を記載すること。

※６　医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等がわかるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。なお、複数の医薬品販売サイトを開設している場合には、当該アプリケーションソフトウェアを入手する方法、アプリケーションソフトウェアの構成の概要を添付すること。

※７　輸送方法等には、郵送及び直接配送等の輸送方法などを記載すること。